

協議第 2 2 号

一部事務組合等の取扱い（その 1）について

一部事務組合等の取扱い（その 1）について提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 4 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 長 岩 槻 健

協定項目	2 - (6)	一部事務組合等の取扱い
<p>1 矢田川流域衛生一部事務組合の取扱いについては、合併の日の前日をもって解散する。その業務、職員、財産及び債務については、すべて新町に引き継ぐ。</p> <p>2 美方町、村岡町及び香住町は、合併の日の前日をもって但馬広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、兵庫県町土地開発公社及び兵庫県町交通災害共済組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>3 美方町、村岡町、香住町及び矢田川流域衛生一部事務組合は、合併の日の前日をもって但馬公平委員会及び兵庫県市町村職員退職手当組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その1)	協議細目	
課題・問題点	合併する各町の法人格が消滅するため現在加入する一部事務組合等の取扱いを事前に決定する必要がある。		
一部事務組合等の加入状況	組合名	構成市町	事務内容
	矢田川流域衛生一部事務組合	美方町、村岡町、香住町	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の設置、維持管理、し尿の収集、運搬及び処分 ・ゴミ処理施設、最終処分場の設置、維持管理、ゴミの処分 ・浄化槽等の保守点検及び清掃
	但馬公平委員会	但馬地域全市町、一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求の審査、判定
	但馬広域行政事務組合	但馬地域全市町	<ul style="list-style-type: none"> ・但馬ふるさと市町村圏計画の策定、実施 ・但馬地方拠点都市地域基本計画の策定、実施 ・ふるさと市町村圏基金の設置管理 ・地域振興事業
	兵庫県市町村職員退職手当組合	兵庫県全町、一部の市、一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・退職手当の支給
	兵庫県町議会議員公務災害補償組合	兵庫県全町	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会議員の公務災害補償
	兵庫県町土地開発公社	兵庫県全町(淡路除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用地等の取得、造成、管理、処分等
	兵庫県町交通災害共済組合	兵庫県全町、篠山市	<ul style="list-style-type: none"> ・交通災害共済
参考法令	<p>美方広域消防事務組合、美方郡広域事務組合、北但行政事務組合、公立八鹿病院組合、北但広域行政協議会については一部事務組合等の取扱い(その2)で協議する。</p> <p>一部事務組合等の取り扱いに関する法令 地方自治法(昭和22年法律第67号) (機関等の共同設置)</p> <p>第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。</p> <p>3 省略</p>		

参 考 資 料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その1)	協議細目	
参考法令	<p>(組合の種類及び設置)</p> <p>第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。</p> <p>2 普通地方公共団体及び特別区は、第6条の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。</p> <p>3～6 省略</p> <p>(組織、事務及び規約の変更)</p> <p>第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県に加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りではない。</p> <p>2 省略</p> <p>(解散)</p> <p>第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。</p> <p>(財産処分)</p> <p>第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)</p> <p>(一部事務組合等に関する特例)</p> <p>第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合もしくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項の本文規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに第293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)</p> <p>(設立)</p> <p>第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。</p>		

参 考 資 料

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その1)	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	養父市	<p>1 養父郡広域事務組合については、合併の日の前日をもって解散する。その業務、職員、財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ</p> <p>2 他の一部事務組合については、合併の日の前日を持って脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。</p> <p>3 兵庫県市町村職員退職手当組合、兵庫県交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>4 兵庫県町議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退し新市において対応する。</p> <p>5 地方自治法の規定による協議会等については、法令に基づき所定の手続きを行なう。</p>	
	朝来市	<p>1 朝来郡広域行政事務組合は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。</p> <p>2 南但広域行政事務組合、南但老人ホーム一部事務組合、但馬広域行政事務組合、公立豊岡病院組合及び兵庫県町交通災害共済組合については、4町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合へ加入する。</p> <p>3 兵庫県市町村職員退職手当組合及び但馬公平委員会については、4町及び朝来郡広域行政事務組合は合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合等へ加入する。</p> <p>4 兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、4町は合併の日の前日をもって当該組合等から脱退する。なお、当該組合等で処理している事務の取り扱いについては、合併時まで調整する。</p>	
丹波市	<p>1 丹波少年自然の家事務組合、氷上多可衛生事務組合、兵庫県市町村職員退職手当組合、地方公務員災害補償基金兵庫県支部、兵庫県町職員互助会については、6町及び関係広域行政事務組合は合併の日の前日を持って当該組合等を脱退し、新市において合併の日に当該組合等に加入する。</p> <p>2 兵庫県町議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において制度を確立する。</p> <p>3 兵庫県町土地開発公社については、合併の日の前日をもって当該公社を脱退する。</p> <p>4 兵庫県町交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退する。</p> <p>5 篠山市清掃センター運営協議会については、合併の日の前日をもって規約を廃止し、合併の日に新市において、現行規約の内容により新たに規約を定める。</p> <p>6 公平委員会、情報公開審査会の事務については、合併の日の前日をもって規約を廃止し、合併の日に新市において、新たに規約を定める。</p>		